1. 議事日程(令和5年第3回北広島町議会定例会)

令和5年9月26日 午前10時開議 於 議 場

日程第1	審査報告	決算審査特別委員会の審査報告
日程第2	議案第61号	令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	議案第62号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
		ついて
日程第4	議案第63号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計歳出決算の認定について
日程第5	議案第64号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
		定について
日程第6	議案第65号	令和4年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
		て
日程第7	議案第66号	令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
		7
日程第8	議案第67号	令和4年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
日程第9	議案第68号	令和4年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第69号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
H 411 664 4	***	とついて
日程第11	議案第70号	令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定について
日程第12	議案第71号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
H 10 65 1 0	******	する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第72号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
口和笠14	洋安 英79日	条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第73号	北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第74号	北広島町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する
口性知10	哦 米	(本)
日程第16	議案第75号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
口(王)(110	时来 对 1 0 万	定める条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第76号	違約金の額を定めることについて
日程第18	議案第77号	令和5年度北広島町一般会計補正予算(第5号)
日程第19	議案第78号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第79号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第80号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2
		号)
日程第22	議案第81号	令和 5 年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第23	議案第82号	令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)

日程第24 議案第83号 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号) 日程第25 議案第84号 工事請負契約の変更について (町道河本中出線道路改良工事) 議案第85号 工事請負契約の締結について(北広島町消防本部・本署庁舎整備 日程第26 工事) 日程第27 審查報告 請願・陳情等の常任委員会審査報告 陳情審査 日程第28 陳情第10号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求め る陳情 日程第29 陳情審査 陳情第11号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自 治体意見書の提出について 「健康保険証の継続を求める」意見書の提出について 日程第30 発議第7号 発議第8号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書の提 日程第31 出について 発議第9号 日本政府に第2回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参 日程第32 加を求める意見書の提出について 日程第33 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について (3件)

2. 出席議員は次のとおりである。

2番 伊藤立真 3番 敷 本 弘 美 1番 7番 美 濃 孝 二 4番 中村 忍 5番 佐々木 正之 8番 梅 尾 泰 文 9番 伊藤 淳 10番 服 部 泰 征 11番 宮 本 裕 之 12番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副町長畑 田正法 教育長池田庄策 芸北支所長 村 竹 明治 大朝支所長 沼 豊平支所長 忠 明 田 真 路 熊 谷 孝 治 危機管理課長 野 上 正 宏 総務課長川 手 秀 則 財政政策課長 国 吉 管財課長 まちづくり推進課長 矢 部 税務課長 高 下 雅史 芳 彦 植田 優 香 町民課長 大 畑 紹 子 福祉課長 芥 Ш 智 成 保健課長 井 深 迫 環境生活課長 出 廣 農林課長 宮 美 穂 地 弥 樹 商工観光課長 中川 克 也 消防長 道宏和 建設課長竹 下 秀樹 笠 学校教育課長 植 田 伸 生涯学習課長 小 椿 治 之 会計管理者 細 居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邉 五 月

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(湊俊文) おはようございます。省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会においても服装をクールビズにすることとしております。暑い方は、上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内でのマスクの着用は自由としております。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また発言を行う際は、マイクを立ててからはっきり発言してください。採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第1 決算審査特別委員会の審査報告

- ○議長(湊俊文) 日程第1、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第70号、令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定関係10議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、伊藤立真委員長。
- ○決算審査特別委員長(伊藤立真) 令和5年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様。決算審査特別委員会委員長伊藤立真。令和4年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象。議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号、令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号、令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号、令和4年度北広島町ま北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、令和4年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号、令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定について。2、審査期間。令和5年9月11日から9月21日まで。3、審査方法。令和5年9月

8日、令和5年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、令和4年 度北広島町一般会計、8特別会計、水道事業会計決算の認定についての10議案について審査 付託があった。よって9月11日に決算状況について各課から説明を求め、20日、21日に 決算審査特別委員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最 後に本特別委員会としての採択を行った。4、審査結果。付託を受けた令和4年度北広島町決 算認定関係10議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定した。箕野町 長体制で始まった平成25年度の健全化判断比率の実質公債費比率は17. 2%、将来負担比 率は105.7%であった。箕野町政10年目に当たる令和4年度決算における健全化判断比 率の実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は47.1%。この10年間で大きく改善し ており、健全な財政運営に向けての努力が見られる。しかしながら、直近資料の令和3年度決 算における行政類似団体・県内市町と比較すると下位に位置しており、引き続き努力が必要で ある。令和4年度も第2次北広島町長期総合計画(改訂版)、第2期北広島町総合戦略を施策 展開の基軸として予算編成が行われ、各種主要施策が展開された。特にゼロカーボンタウン実 現に向けた計画策定、一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえ一るの事業展開、スポーツ を核としたまちづくり、デジタル技術を活用したスマート農業の推進、DXの推進など、コロ ナ禍の影響を受けながらも、社会の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、多岐にわ たる事業に取り組んでいる。本委員会では、11日に主要施策の成果に関する調書を主体とし て決算状況の説明を受けた。20日、21日の本委員会において、議決した予算が趣旨と目的 に従って、適正かつ効率的に執行されたかどうか、どのように行政効果が発揮できたかを鑑み て、多くの質疑がなされた。歳入関係では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額について質 疑が出されている。担当課ごとに努力も見られ、成果も上がってきているが、関係課とより一 層の連携を図り、公正かつ公平な行政であるために、債務者の現況把握に努め、引き続き、き め細やかな債権回収の取組を求める。また、繰入金、県移譲事務などについても質疑があった。 歳出関係では、DXの推進状況、まちづくり会社はなえーるの運営、役場周辺整備、運動公園 の運営、元気づくり事業、地域資源活性化事業、空き家除却、特別支援教育相談員の配置、放 課後子供教室などについての質疑、また、補助金の一律カット、不用額についてなど、多くの 質疑が行われた。今後の事業執行及び令和6年度予算編成の中に反映されるよう要望する。 決算関係資料について、主要施策の成果に関する調書や未収債権等状況一覧において、過年度 数値の誤りが散見されて確認の質疑もあった。資料作成にあたっては、記載内容精査に努めて いただきたい。近年立て続けに発生する自然災害、いまだ収束しない新型コロナウイルス感染 症、物価高騰等への対応を継続しながらも、行政にはさらなる住民の安心・安全の向上、福祉 サービスの充実、定住と雇用の促進が求められていることは言うまでもない。予算執行の効率 性とその成果を検討し、改善点と反省事項を把握して、次年度に活かす取組がほしい。町長は じめ全職員が北広島町のまちづくりにおけるビジョンを共有し、本委員会での審査過程の意見 等を認識され、少子高齢化・人口減少が進む中で、課題解決に向けて、限られた財源で最大の 効果を上げられるよう、強い責任感とスピード感を持って、事務執行にあたられるよう求めて 報告とします。

○議長(湊俊文) これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 議案第61号 令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第2、議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定に ついてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。7番、美濃議 員。
- ○7番(美濃孝二) 7番、美濃孝二です。議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入歳出 決算の認定について反対討論を行います。反対理由の第1は、補助金の一律1割カットです。 事前に各団体には十分な説明もなく決め、不満が出ているのに資金の中でやりくりしてほしい と強行しました。特に公益的団体に対する補助金をカットし、大きな困難を与えたのに町は元 に戻すことは考えていないと、令和5年度も令和6年度も削減したもので変えないとの考えで す。必要なら協議してもらえばいいと、公益団体に対して上からの目線であり、とても納得す ることはできません。反対の第2は、芸北地域の八幡、美和の出張所の廃止です。客が少ない ということは、地域が過疎で困っていることを示すものです。そうであるなら、このような地 域こそ役場の施設を残し、もっと行政が入り込んで、住民とともに地域の課題を解決するため 力を尽くすべきです。特に美和地区は、JAのお店やガソリンスタンドも廃止され、地域に大 きな困難を強いたことは明らかですが、その後、ほとんど手だても取られず、解決していない ままです。第3は、解放団体補助金をいまだに残しているからです。町民の多くが必要とする 補助金は一律削減しながら、疑問のある解放団体補助金はいつまでも残しています。繰り返し 指摘していますが、必要なら一般行政で行うべきであり、すぐに補助金は廃止すべきです。 以上、主な理由で認定に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- ○議長(湊俊文) 次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 (起立多数)
- ○議長(湊俊文) 起立多数です。したがって、議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入 歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~~

日程第3 議案第62号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第3、議案第62号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、 美濃議員。
- ○7番(美濃孝二) 7番、美濃孝二です。議案第62号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。北広島町の国保税は、県単位化以前の平成29年度まではほとんど引き上がりませんでした。ところが平成30年度からの県単位化により、激変緩和措置期間にもかかわらず、国保税は急騰し、被保険者から悲鳴が上がってい

ます。年収の1割にも達する国保税は被保険者の暮らしを脅かしています。ところが県が保険料負担が急増しないよう、基金などの活用を促し、令和4年度には15市町が繰り入れているにもかかわらず、北広島町は、令和6年度にはもっと引き上がるためその時、基金を活用するとして繰り入れていません。この間繰り返し指摘しているように、北広島町の医療費が下がっても保険税は下がらないのが県単位化であり、これを見直すよう求めてきたことが現実のものとなりました。にもかかわらず、県の言いなりで及び腰では町民の負担は増えるばかりです。このようなことでは国保特別会計に賛成することはできません。議員各位のご賛同をお願いします。

- ○議長(湊俊文) 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立願います。 (起立多数)
- ○議長(湊俊文) 起立多数です。したがって、議案第62号、令和4年度北広島町国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 議案第63号 令和4年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第4、議案第63号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第63号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~~

日程第5 議案第64号 令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第5、議案第64号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討 論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案 について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起 立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第64号、令和4年度北広島町農業集落排水 事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定し ました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6 議案第65号 令和4年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第6、議案第65号、令和4年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について 委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立願います。 (起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第65号、令和4年度北広島町介護保険特別 会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第7 議案第66号 令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第7、議案第66号、令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算 の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について 委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 (起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第66号、令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8 議案第67号 令和4年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第8、議案第67号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第67号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第9 議案第68号 令和4年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第9、議案第68号、令和4年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の 認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認 めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委 員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立願います。 (起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第68号、令和4年度北広島町診療所特別会 計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

- 日程第10 議案第69号 令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ○議長(湊俊文) 日程第10、議案第69号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討 論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案 について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起 立願います。(起立多数)
- ○議長(湊俊文) 起立多数です。したがって、議案第69号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第11 議案第70号 令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定について

- ○議長(湊俊文) 日程第11、議案第70号、令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第70号、令和4年度北広島町水道事業会計 決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

- 日程第12 議案第71号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例
- ○議長(湊俊文) 日程第12、議案第71号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を 行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これ より討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わり ます。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成 の方は、起立願います。(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第71号、北広島町特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり 可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

- 日程第13 議案第72号 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例
- ○議長(湊俊文) 日程第13、議案第72号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第72号、北広島町家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

- 日程第14 議案第73号 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ○議長(湊俊文) 日程第14、議案第73号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 9番、伊藤淳です。豊平運動公園のことでお聞きいたします。利用料金改定ですが、こちらのほうはどのような算出方法をしたんでしょうか。それぞれ上げ幅が違いますので、割合なのか、それぞれの利用区分に対しての近隣施設の比較なのか、その点をお聞きします。
- ○議長(湊俊文) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(熊谷忠明) 豊平支所から報告させていただきます。上げ幅は、規則性というより も、今までの実績で換算してこのぐらいなら良いんじゃないかと言うことで、価格を決めてお ります。以上です。
- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 実績というのは、かかったコストに対してと言うことですか、それとも今まで

の利用件数からこれぐらいもらわないといけないと言うことでしょうか。

- ○議長(湊俊文) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(熊谷忠明) そうですね、かかったコストでこのぐらいもらわないとちょっと採算 に合わないと言うことで判断しております。
- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) そうすると、町内の宿泊施設等で言うと、以前大朝がありましたけども、これ は近隣施設によってと。今までそういった利用料金は近隣施設を中心に平均を取るなり、施設 に応じたそういった利用料金ということで今まで答弁を受けてきたんですが、こちらはコスト という部分で言うと、なかなか整合性取れないんですが、その点いかがでしょうか。
- ○議長(湊俊文) 副町長。
- ○副町長(畑田正法) 今回の利用料の改正でございますけども、額につきましては、上限値というところで設定をさせていただいております。これだけ必要だと言うことではなくて、これ上限値でありますけども、算定の基礎としまして、今、議員からありましたようにコスト、物価高騰であったり、人件費だったり、そこら辺を勘案しながら、近隣施設、町内施設との整合性も取りながら、上限値という形で設定をさせていただいておりますので、必ずしもこの額が必要であると言うことではありません。状況見ながら料金設定はさせていただこうと思っております。
- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第73号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第15 議案第74号 北広島町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- ○議長(湊俊文) 日程第15、議案第74号、北広島町教職員住宅設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑な しと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありません か。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第74号、北広島町教職員住宅設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第16 議案第75号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

- ○議長(湊俊文) 日程第16、議案第75号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。 質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これ より本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第75号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第17 議案第76号 違約金の額を定めることについて

- ○議長(湊俊文) 日程第17、議案第76号、違約金の額を定めることについてを議題とします。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終 わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもっ て討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定 することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第76号、違約金の額を定めることについて は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第18 議案第77号 令和5年度北広島町一般会計補正予算(第5号)

- ○議長(湊俊文) 日程第18、議案第77号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。
- ○7番(美濃孝二) 7番、美濃孝二です。歳出の4ページ、省エネ機器買替補助金4600万円ですが、財源は、国の交付金補助金です。しかし、不足すれば一般財源で対応するとしています。住民から、必要なことは分からなくもないが、お金がある人が得をするように感じるとの意見にどう答えるか、伺います。
- ○議長(湊俊文) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(出廣美穂) 環境生活課からです。この事業につきましては、電力・ガス・物価 高騰の影響を受けた中小事業者を支援する国と県の補助制度を活用して町内の中小事業者を支 援することが大きな目的ですけれども、併せて事業者や町民の光熱費等の費用負担を軽減する ために省エネを推進する目的でもあります。ので、町民の方にとってもメリットのある補助金 となっております。以上です。
- ○議長(湊俊文) 美濃議員。
- ○7番(美濃孝二) 分からなくもないんですが、先日、特別委員会で視察に行った邑南町の新電

力会社おおなんきらりエネルギーでは、脱炭素の取組として、企業や自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を当該施設で使用することで、電気料金とCO2排出削減を行う仕組みです。町は、500万円出資しています。さらには維持管理や耐用年数を超えて廃棄する場合も事業者が行うそうです。詳しくは次の機会に譲りますが、このような行政と町民、事業者が連携した取組は、お金がなくても耕作放棄地など遊休地があれば誰もが参加でき公平だと思いませんか。環境生活課長も一緒に視察に参加したので、感想を伺います。

- ○議長(湊俊文) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(出廣美穂) 邑南町の取組につきましては、議員たちの視察の時に同行させていただきまして、大変参考にさせていただきました。現在もそのような北広島町でできるような取組のほうを検討しているところでございます。
- ○議長(湊俊文) 9番、伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 9番、伊藤淳です。歳出18ページで、今回、神楽で旅費がもうちょっとかかるということで、100万円歳出があるんですけども、委員会では、現在、企業版ふるさと納税で半分程度集まってるという説明を受けました。実際可能なのかどうか、その上で、このプラスアルファも可能なのかどうかをお聞きします。3点あります。2点目です。歳出14ページで、畜産業費の中に水質検査委託料とあります。こちらが水質検査の資材高騰だったかな、水質調査費用高騰に対するものとあったんですけども、水質検査は、他にもやっていると思います。他にも高騰するものはあるのかどうかをお聞きいたします。3つ目です。歳入の6ページ、消防費補助金で、委員会説明ではG7の警備、出張旅費ということで説明を受けたんですが、消防のほうに消防救急体制整備費補助金とあったんで、救急体制に対して消防士、救急としての消防士が行ったかどうかの確認をいたします。
- ○議長(湊俊文) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(中川克也) 広島芸北神楽ロサンゼルス上演につきまして、今、企業版ふるさと 納税のご寄附をご協力いただく企業を回っております。見込み的には、集められるという見込みで現在動いております。旅費については、アメリカドルとのレートの関係で思うよりちょっと若干要ったということもありまして、今回補正を上げさせていただいております。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 農林課長。
- ○農林課長(宮地弥樹) 14ページ、畜産振興対策事業の水質検査委託料の増でございますけども、これにつきましては、当初予算で計上しておりましたけども、水質検査の分析費の増及びそれを水を取る際の人件費の増に伴いまして補正をしたものでございます。農林課所管におきましてはもう1か所ありますけども、この部分については、当初予算の額で一応可能ということで、その部分については補正をしておりません。この1か所の部分について補正をしたとこでございます。以上です。
- ○議長(湊俊文) 消防長。
- ○消防長(笠道宏和) 消防本部からお答えします。G7広島サミットの消防救急体制整備費補助金についてですが、これは、警備に行くための交通費等の支給となっています。以上です。
- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 水質検査のほうは、人件費の部分での高騰とあったんですけども、他のところ

は問題ないと。その差がちょっと分からなかったので、2か所のうち1か所だけ上がったというのは、今まで当初予算でも人件費はかかっとったと思うんです、水質検査には。だけども、もう1人、2人というのが、もう1か所はかからない、もう1か所はかかるというのが、上にというのがちょっと分からなかったんで、理由が。もう少し詳細なものがあれば。消防のほうなんですけども、消防士が警備に行かれたということで良いんですか。

- ○議長(湊俊文) 農林課長。
- ○農林課長(宮地弥樹) 事業を執行するにあたり、再度見積もり依頼をしたところ、1か所につきましては、先ほど言いましたような形で人件費増しないとこの水質検査ができないという、いろいろ協議しましたけども、そういう結果になりましたので、今回補正上げさせてもらっております。もう1か所につきましては、当初の予定どおりの見積もりという形での事業執行可能ということを確認いたしましたので、もう1か所につきましては、補正をしないというような状況でございます。以上です。
- ○議長(湊俊文) 消防長。
- ○消防長(笠道宏和) G7広島サミット消防救急体制整備費補助金ですが、消防士1名が要人警 護ということで、ホテルの警備のほうへ当たっています。以上です。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑はありませんか。10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 10番、服部です。まず1点目、歳出4ページの先ほど同僚議員からもあった省エネの分なんですけど、これは、1回目に申込みされてた方が、違う分とかそういった、2度、3度はできるということで考えてて良いですか。
- ○議長(湊俊文) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(出廣美穂) 省エネ機器の買替補助金につきましては、1件同じ方が何個買われてもいいんですけれども、一応1点の扱いとしてさせてもらいたいとは考えております。詳しいことについては、今現在、調整中でございます。
- ○議長(湊俊文) 2番、伊藤議員。
- ○2番(伊藤立真) 2番、伊藤立真です。同じく省エネ機器の関係です。これ先行してゼロカーボンタウン推進加速化事業があって、その続きと言うか、同列で省エネ機器買替補助金事業と言うのがあるイメージなんですけども、こういった流れになったいきさつなり、これの必要性というのをちょっとご説明いただいたらと思います。
- ○議長(湊俊文) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(出廣美穂) こちらの省エネ機器買替補助金につきましては、先ほど少し申し上げましたが、電力・ガス・物価高騰の影響を受けた町内の中小事業者を支援することが大きな目的と、併せて事業者や町民の光熱費の費用負担を軽減するために省エネを推進して、北広島町のゼロカーボンタウンの実現に寄与する取組となっております。具体的には、省エネ性能の高い家電等への買替えに対して補助するものです。主なメニューは、エアコン等の高効率空調機、高効率給湯器、電気冷蔵庫、蓄電池等への新規購入、買替えとなっております。今、議員のほうからおっしゃられた北広島町、現在行ってます北広島町ゼロカーボンタウン推進加速化事業との違いなんですけれども、現在の事業補助金は、従来の機器に比べて30%以上二酸化炭素削減効果が見込める設備機器の取替えが主な補助メニューとなっておりますけれども、こちらの新しい補助事業は、国が定めている省エネ基準に該当する製品を対象としておりまして、買替えだけでなく新規購入も可能となっております。以上です。

- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○2番(伊藤立真) 今、説明いただいて、結果的には町民の方の選択できる幅が広がったという ふうな受け取りでよろしいでしょうか。
- ○議長(湊俊文) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(出廣美穂) そうですね。メニューが増えております。以上です。
- ○議長(湊俊文) 伊藤議員。
- ○2番(伊藤立真) 補正の資料の関係で、もう一つ伺います。予算書で言いますと4ページです。 旧南方小学校の活用整備事業についてなんですけども、これ当初予算が720万円余りで、今 回の補正額が2750万円余りということになります。これがかなり大幅な上がりようという か補正なんですけども、ここに至った経緯なり、その根拠なりをお知らせください。
- ○議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(矢部芳彦) 当該事業につきましては、地元の方と町のほうで協議を進めながら改修事業等を行っております。このたび実施設計を行う段階で、町が担っております建築主体工事の中で、建築基準法の規定によりまして消防関係の施設を追加で入れなくてはいけないということが判明いたしました。それに伴うものでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) ほかに質疑ありますか。10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 歳出の6ページで、384の豊平運動公園の役務費が、これが遊具の撤去ということを伺ったんですが、遊び場創生で、遊具は、こちらで遊んでほしいとかという中で撤去されて、案内されてたんですけど、撤去されて今後の遊び場どうなっていくのか。どうされるのか、その辺を伺います。
- ○議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(矢部芳彦) 当該遊具の撤去につきましては、当初は上物についても考えておりましたけども、まずは撤去を優先してほしいという管理者等の要望もございまして、このたび早急に撤去に至るわけでございます。ご案内のとおり老朽化、それから高さ制限等で違法な状態になっておりますので、直ちに撤去を優先する上で、当該予算を編成させていただきました。当面は、原っぱのままで利用ということで、今後は必要に応じて検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 服部議員。
- ○10番(服部泰征) 当面は原っぱということで、なかなか小さい子が原っぱだけでということは、どういった遊びを想定されてるのか、また、さっき言った遊び創生ということで事業はあるんですが、今後その計画はあるのか、その辺りお伺いします。
- ○議長(湊俊文) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(矢部芳彦) 遊び場創生との関連性につきましては、特に意識はしておりませんでした。直ちに撤去というのを優先させていただくということで、このたびは補正に至った経緯がございます。以上でございます。
- ○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第77号、令和5年度北広島町一般会計補正 予算第5号は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第19 議案第78号 令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- ○議長(湊俊文) 日程第19、議案第78号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第78号、令和5年度北広島町国民健康保険 特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第20 議案第79号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- ○議長(湊俊文) 日程第20、議案第79号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算 第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第79号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

日程第21 議案第80号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

- ○議長(湊俊文) 日程第21、議案第80号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補 正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認 めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討 論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案 については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第80号、令和5年度北広島町農業集落排水 事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第22 議案第81号 令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

- ○議長(湊俊文) 日程第22、議案第81号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第81号、令和5年度北広島町介護保険特別 会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第23 議案第82号 令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)

- ○議長(湊俊文) 日程第23、議案第82号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第 1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと 認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第82号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第24 議案第83号 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)

- ○議長(湊俊文) 日程第24、議案第83号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第1 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第83号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩を取ります。11時10分までとします。

~~~~~~

午前 10時 59分 休 憩

午前 11時 10分 再 開

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第25 議案第84号 工事請負契約の変更について

- ○議長(湊俊文) 再開します。日程第25、議案第84号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第84号、工事請負契約の変更については、 原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第26 議案第85号 工事請負契約の締結について

- ○議長(湊俊文) 日程第26、議案第85号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第85号、工事請負契約の締結については、 原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第27 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- ○議長(湊俊文) 日程第27、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で 各常任委員会へ審査の付託を行っております。請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総 務常任委員会、伊藤淳委員長。
- ○総務常任委員長(伊藤淳) 令和5年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和5年9月8日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第10号、件名「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情。審査の結果は、採択です。続いて、事件の番号、陳情第11号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書の提出について。審査の結果は、採択です。なお、陳情第10号、第11号については、意見書を提出します。理由です。陳情第10号は、介護が必要な高齢者や障害のある方など、マイナンバーカードを取得することが困難である方がいることから、健康保険証を残して、安心して医療を受けることができるようにするため、政府に意見書を提出します。陳情第11号の理由は、保育サービスの充実と保育施設職員が安心し

て働き続けられる職場環境を目指すため、政府に意見書を提出します。以上です。 〇議長(湊俊文) 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第28 陳情審査

- ○議長(湊俊文) 日程第28、陳情審査を行います。陳情第10号、「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、起立願います。(起立半数)
- ○議長(湊俊文) 起立半数です。ここで暫時休憩を取ります。11時20分までとします。

○議長(湊俊文) 再開します。陳情第10号、「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情の採決の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決します。陳情第10号、「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情は、議長は、不採択と裁決します。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第29 陳情審査

○議長(湊俊文) 日程第29、陳情審査を行います。陳情第11号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。 総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、起立願います。(起立全員) ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、陳情第11号、保育所等保育施設の職員配置基準 改善を求める自治体意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定し ました。

~~~~~~

日程第30 発議第7号 「健康保険証の継続を求める」意見書の提出について

- ○議長(湊俊文) 日程第30、発議第7号、「健康保険証の継続を求める」意見書の提出についてを議題とします。宮本議員。
- ○10番(宮本裕之) 日程第28の陳情審査第10号で、議決と言うか、不採択になっているので、これに対して意見書を提出することはできないと思います。
- ○議長(湊俊文) 暫時休憩します。

午前 11時 23分 休 憩

午前 11時 24分 再 開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

- ○議長(湊俊文) 再開します。陳情と発議は別物ということで認識をしておりますので、一応陳情が不採択と言っても、発議はできるという認識でございますので、これから発議の審査を進めていきたいと思います。日程第30、発議第7号、「健康保険証の継続を求める」意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○議会事務局長(三宅克江) 「健康保険証の継続を求める」意見書(案)。政府は、令和6年秋にマイナンバーカードを健康保険証の機能をもたせた「マイナ保険証」に一本化し、現行の健康保険証を廃止しようとしています。マイナンバーカードを巡っては、マイナ保険証に別人の情報がひも付けされた事例や、公金受取口座の誤登録、住民票の写しなどのコンビニ交付サービスで別人の証明書が発行されるなどのトラブルが続出しています。こうした中で健康保険証を廃止すれば、利用者が保険資格を証明出来ずに窓口で10割負担を求められるケースや、別人の医療情報に基づく誤った診断や薬の処方の危険性も指摘されています。さらに寝たきりや認知症、一人暮らしの高齢者や心身に障がいを持つ方々は、十分に対応が出来ずに必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れもあり、国民の生命に関わる深刻な事態にも発展しかねません。誰もが安心して医療が受けられる「国民皆保険」の土台を揺るがす重大な問題です。誰もが安心して医療を受けることができる社会保障制度を維持するため、「健康保険証」を継続することを国に求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和5年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣。以上です。
- ○議長(湊俊文) これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、

伊藤淳議員。

- ○9番(伊藤淳) 発議第7号、令和5年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。「健康保険証の継続を求める」意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。介護が必要な高齢者や障害を持つ方など、マイナンバーカードを取得することが困難である方がいることから、健康保険証を残して安心して医療を受けることができるようにするため、健康保険証の継続を求めるものである。以上です。
- ○議長(湊俊文) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はあり ませんか。2番、伊藤議員。
- 2番、伊藤立真です。発議第7号について、この内容では賛成しかねるとい ○2番(伊藤立真) う判断なので討論をします。「健康保険証の存続を求める」意見書案は、マイナンバーカード に健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証について、マイナンバーカードとマイナ保険証に 別人の情報がひもづけされた事例などトラブルが続出していること。健康保険証の廃止で介護 が必要な高齢者や障害を持つ方など、マイナンバーカード取得に対応できず、取得できない方 の医療を受ける権利が損なわれる恐れがあること、ひいては、国民皆保険の土台を揺るがす重 大な問題だと言うふうにあります。当然のことながら、マイナンバーカードにまつわるトラブ ルは容認できることではありませんし、マイナンバーカード取得が困難な方がいらっしゃって、 その方が医療を受けられない事態になることなどあってはならないことです。ましてや国民皆 保険の土台が揺らぐなどあり得ない話です。賛成しかねると言うのは、これらの課題、問題が 健康保険証の継続で解決できるのかと言うことです。岸田首相は、健康保険証を2024年秋 に廃止してマイナンバーカードと一体化する方針を当面維持するとしながら、さらなる期間が 必要とされる場合、見直しも含め適切に対応するとして、マイナ保険証を保有してない人に申 請がなくても資格確認書を一律交付するなどの考えを示しています。課題、問題解決は、健康 保険証の継続よりもマイナンバーカードを正確に適正に運用するためのシステム修正が確実に 行われ信頼回復をすること。マイナンバーカード取得が困難という場合においては、確実に取 得できるような仕組みなり制度なりが構築されるということが早急に求められるべきことだと 考えていることによります。国民皆保険の土台については、マイナ保険証の導入で、本人の承 諾があれば診察履歴や処方履歴を確認することができ、このことが適切な医療を受けられるば かりか投薬の重複といった無駄を抑制することにもつながるということが期待され、土台を揺 るがすどころか安定させることになるというふうな見解もございます。国や町が進めるデジタ ル改革の流れを止めることなく、これからの時代に適合した確かな仕組みづくりを早急に求め ていくことが重要であり、それは紙の保険証の存続で解決できるものではないと判断し、賛成 しかねる反対の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- ○議長(湊俊文) 他に討論はありますか。9番、伊藤議員。
- ○9番(伊藤淳) 9番、伊藤淳です。賛成討論として討論いたします。先ほどの反対討論でありましたけども、まずは、現状どうしてもマイナンバーカードを取得できない方がいる以上、今まで使っていた健康保険証が必要であるという立場から、町内においてもそういう事例がありますので、この意見書を提出するに至ったと言うのがまず一番の理由になります。いろいろあ

りますが、まず簡潔に賛成討論といたします。

- ○議長(湊俊文) 反対討論はありますか。中村議員。
- ○4番(中村忍) 4番、中村忍です。意見書提出に反対する立場から討論いたします。来年秋に 現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとひもづけたマイナ保険証に一本化する政府 の方針を巡り、別人の情報がひもづけられたことや、読み取り不具合などのトラブルに対し、 国民の不安が高まっております。関係省庁には、個人情報を扱っている自覚をしっかり持って いただきたいものであります。このような中でございますが、我々が忘れてはならないことは、 マイナンバーの制度設計は、行政の効率化を進める上で必須のものでありまして、進めていく のは当然のことで、これからも進めていくものだということでございます。そもそもマイナン バーとマイナカードと本人とのひもづけは最初の登録の作業でございまして、むしろこれから の段階で人的ミスを起こさないためにマイナひもづけが進められているということなのであり ます。さて、岸田総理は、マイナ保険証の導入については来年秋の保険証の全面的な廃止に対 する国民の不安を重く受け止めておられ、現行の保険証の廃止は、国民の不安を払しょくする ための措置が完了することを大前提として取り組むとの方針を示されております。そしてその 具体策として、保険証の代わりとなる資格確認書をマイナ保険証を持たない人全員に交付する 考えを示されております。さらに、デジタル化への移行には国民の信頼を確保することは不可 欠であります。政府は、マイナンバー情報総点検本部を設置し、政府全体で総点検と再発防止 を強力に推進しております。一方、医療機関におけるマイナ保険証のメリットは、患者の資格 情報を病院システムに入力する手間が軽減され、誤記リスクが軽減することなどがあります。 さらに政府はマイナ保険証によって、医療機関、薬局での診療情報や薬剤情報、健診結果の情 報などをマイナポータルで確認できたり、医療機関のカルテの情報や自治体の予防接種、介護 認定情報をデジタル化して、利用者や医療機関が互いに閲覧、共有できる全国的なプラットホ ームをつくろうとする医療DXを目指しております。このように、私たちにはマイナ保険証で どうしても変えなければならない今があるのです。紙の健康保険証の継続にこだわっていたの では、到底これからの未来を変えることができないばかりか、希望ある明日を目指すことはで きません。目指すべき明日の姿を信じて、国は国民の不安を払拭して、今を変えようと懸命に 取り組んでいる最中であります。このような中、私は、この意見書を提出することについては 賛成しかねるものでございます。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- ○議長(湊俊文) 7番、美濃議員。
- ○7番(美濃孝二) 7番、美濃孝二です。発議第7号について賛成討論を行います。反対討論で引用された資格確認書、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を発行すると言われますけども、行政が、誰がマイナ保険証を登録してるのかさえ正確につかめない中で、事務的作業が膨大になる。効率化の話がありましたが、効率化どころではなくて、さらに間違いを犯しかねないということが1点であります。資格確認書を取るためにも、本人が申請に来いという話になっておりますが、代理するためには委任状とか様々な手続が必要となります。簡単にはいかないということが一つであります。もう1点は、医療機関に聞いてみますと、使えないと言う声が出てきています。窓口に行っても使えないようにしている医療機関もあります。これでは、このマイナ保険証運用を中止しろという発議ではありませんが、その時にはどうするかと言いますと、今までの健康保険証を持っていって医療を受けられます。ですから、これが廃止されると医療はきちっと受けられないという事態が起きます。さらに乳幼児の割引、無料化

についてもマイナ保険証がそのデータをしっかりと読み取れなければ、改めて窓口で資格確認 申立書を書かなくちゃいけない、お母さんがですね。それと乳幼児の受給者証を出さなくちゃ いけない。保険証であれば、その場で済むわけです。こういう手間が被保険者の皆さんにもか かってくるのが現状であります。最大の問題は、そういう状況の中で無保険者となってしまい、 既に全国で無保険者が出ていますけれども、保険税をきちっと払っていても確認ができないの で窓口で10割負担となっている例が出てきています。じゃあ、それは後で申請をしてやって くださいというふうに言われるかもしれませんけれども、相当な医療費がかかった場合、そこ で払えないということになり、医療機関も困るし、かかった患者さんも大変困るということが 既に生じています。そういうことで、今のマイナ保険証でトラブル、ひもづけ問題ではありま すが、これらがあっても今の紙の保険証を出せば全然問題なく手続ができるわけです。ですか ら、岸田首相が不安払拭ができるまで延期するとは言ってますけれども、その紙の保険証をな くさないとは言っておりません。いつそれができるかはっきり明確にもなっていない中で、や はりきちっと、この保険証を継続をするということを主張しないと、その払しょくできたかど うかを判断するのは国民、被保険者ではなくて政府が行うわけですから、必ずトラブルが起き るのは明らかです。やはり我々としては健康と命を守るためにも、今の健康保険証を残すと。 存続するということを政府に対して求めるべきだという思いで、発議に対する賛成討論といた します。議員各位のご賛同をお願いします。

- ○議長(湊俊文) 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立半数)
- ○議長(湊俊文) 起立半数です。発議第7号、「健康保険証の継続を求める」意見書の提出についての採決の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。発議第7号、「健康保険証の継続を求める」意見書の提出については、議長は、否決と裁決します。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第31 発議第8号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について

- ○議長(湊俊文) 日程第31、発議第8号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見 書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○議会事務局長(三宅克江) 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書(案)。子どもは、他の何ものにも代えることができない大切な存在です。しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず、人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界に来ています。コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し、職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることので

きる処遇に速やかに改善することが必要です。子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次のとおり求めます。記。1、保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、質の高い幼児教育・保育を提供することのできる配置基準に改善すること。2、保育施設・学童保育施設等の職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。3、保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策)。以上です。

- ○議長(湊俊文) これで意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。 8番、梅尾議員。
- ○8番(梅尾泰文) 発議第8号、令和5年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二。保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨説明を行います。子どもの命と安全を守りながら、保育サービスの充実と保育施設職員が安心して働き続けられる職場環境を目指すため、政府に意見書を提出するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。
- ○議長(湊俊文) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はあり ませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決 をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立 全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、発議第8号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第32 発議第9号 日本政府に第2回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について

- ○議長(湊俊文) 日程第32、発議第9号、日本政府に第2回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- ○議会事務局長(三宅克江) 日本政府に第2回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)。核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効を迎え、2023年9月26日現在、この条約に署名・批准している国や地域は、署名93か国、批准69か国となっている。2022年6月21日から23日にはオーストリアの首都ウィーンで核兵器禁止

条約第1回締約国会議が開催され、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存し た安全保障を批判。条約への参加促進や核兵器の被害者支援など、「核なき世界」の実現を目 指す「ウィーン宣言」と、具体的な取組である「ウィーン行動計画」が採択された。今年5月 には、被爆地である広島でG7サミットが開催され、G7首脳が平和記念公園で原爆死没者慰 霊碑に献花するとともに、G7としては初めて核軍縮に焦点を当てた「核軍縮に関するG7首 脳広島ビジョン」が発出された。日本においても、これまで多くの自治体で核兵器禁止条約へ の署名・批准を求める意見書が提出されており、ここ北広島町においても、過去に意見書を出 している。しかしながら、安全保障を米国の「核の傘」に依存する日本は、消極的な姿勢を崩 していない。唯一の戦争被爆国である日本には、国内外からも非核化に向けた取組を期待する 声が多くある。また、高齢化が進む被爆者にとって、核兵器禁止条約に署名・批准する国やオ ブザーバー参加が増えることは、大変大きな希望になるのではないだろうか。日本は、核保有 国と非保有国との「橋渡し」を公言しているが、そのためには、核兵器に関する様々な意見に 耳を傾ける必要がある。安全保障を「核の傘」に依存しており、現時点において核兵器禁止条 約に署名・批准するのが難しくても、オブザーバーとして積極的に関わることは、その「橋渡 し」役をする上で、大変重要なことと思われる。日本は唯一の戦争被爆国である。その日本が 先頭に立って、核保有国と非保有国の橋渡しをする姿勢を示すためにも、2023年11月に 開催が予定されている第2回締約国会議へのオブザーバー参加を強く求める。記。1、政府は、 核兵器禁止条約の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出する。令和5年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。以上です。

- ○議長(湊俊文) これで意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。 10番、服部議員。
- ○10番(服部泰征) 発議第9号、令和5年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員宮本裕之。日本政府に第2回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨としましては、核兵器禁止条約とは、あらゆる核兵器の開発、実験、生産、保有、使用を許さず、核で威嚇することも禁じた初めての国際条約である。唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器をもたらす甚大な被害や非人道性を訴えていく責務があり、また、核保有国と非保有国の橋渡しを行う上で、締約国会議に参加することは大変重要であるため、日本政府に対し、核兵器禁止条約の第2回締約国会議へのオブザーバー参加を要請するものである。議員各位のご賛同よろしくお願いします。
- ○議長(湊俊文) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はあり ませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決 をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。(起立 全員)
- ○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、発議第9号、日本政府に第2回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第33 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について (3件)

- ○議長(湊俊文) 日程第33、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。 お手元に配付のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会、中山間地域対策特別委員会の 各委員長より、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。 申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ありませんか。(異議な しの声あり)
- ○議長(湊俊文) ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。9月8日の開会から本日までの19日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき誠にありがとうございました。さて、今年は史上最も暑い夏となり、国連事務総長は、温暖化どころか地球沸騰化の時代が到来したと危機感を表明しました。気候変動対策のため、カーボンニュートラルの取組がますます求められます。異常気象が各地で頻発していますが、本町では、今のところ前線や台風による大きな豪雨被害の発生はなく、順調に実りの秋を迎えたものと安堵しております。しかし、エネルギー価格をはじめ、あらゆる物価高騰の長期化や終わりの見えないコロナ感染症にも適切に注意を払っていかなければなりません。これからも町民の皆様の命と健康、暮らしを守ることを第一に、職員一丸となって持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。季節の移ろいを感じる時期でございます。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。
- ○議長(湊俊文) 閉会に当たり、一言申し上げます。9月定例会は、決算議会と称され、非常に中身の濃い審議の後、全ての会計の決算を認定されまして無事に閉会することとなりました。 議員、執行部の皆様、大変お疲れさまでございました。食欲の秋、スポーツの秋です。議員各位におかれましては、無理は禁物。お体を十分ご自愛の上、議会活動にご精励されることをお願いをしておきます。また、行政におかれましては、今会期中に出されました議員の意見、要望等、町政にしっかりと反映していただくよう、切に願っております。結びに、町民の皆様には、今後も議会活動にご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。 以上で、令和5年第3回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~~~ ○ ~~~~~~~~ 午後 0時 02分 閉 会